

## 西脇市立西脇南中学校 いじめ防止基本方針

### 1 学校の方針

(1) 教育目標 「自ら学び、心豊かに、たくましく未来を創造する力の育成」

(2) めざす学校像 (1) さわやかな挨拶が響き合い、活気に満ちた学校  
(2) 思いやりにあふれ、温かい人間関係が育まれる学校  
(3) 一人一人が尊重され、安心して過ごせる学校

(3) めざす生徒像 (1) 自ら学び、多様な他者と協働しながら考えを深める生徒  
(2) 多様性を理解し、互いを尊重する思いやりのある生徒  
(3) 心身ともにたくましく、困難に粘り強く立ち向かう生徒

### 2 基本的な考え方

生徒指導目標を「生活を通して、つながり、応え合える生徒の育成」とし、めざす生徒像に近づくため、重点的に以下の取組を行う。また、この基本方針は全ての子どもたちがいじめの加害者にも被害者にもならず、それぞれの個性を生かして生き生きと暮らしていけるように、本校としてのいじめ問題に対する基本的な方針等を示すものである。そして学校、家庭、地域を含めた生徒に関わる全ての人が、いじめの問題に強い関心を持ち、「いじめは絶対に許さない」という強い決意の下で、この基本方針に基づき取組を進めていく。

### 3 いじめの定義

いじめとは、「児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的な関係を指し、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、当該児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。いじめに当たるかどうかは、客観的に特定できる行為（心理的又は物理的影響を与える行為）があり、その行為により、その行為をされた児童生徒が心身の苦痛を感じたか否かの主観で判断する。

### 4 いじめ問題克服に向けた基本的な方向

いじめの問題の克服については、教育委員会が地域の方々はもちろんのこと、市長部局や警察等の関係機関と連携を図りながら、学校と一体となって取り組む。

また、学校においては、家庭を巻き込みながら、その教育活動全体を通じて取り組む。

上記のことを前提として基本的な方向を「個の成長」「豊かな人間関係」「組織的な取組」「いじめ問題への理解」とし、これらについて学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たしながら、児童生徒一人ひとりの人間的成長を促す。

### (1) 学校の役割

- ア 学級活動・生徒会活動等での主体的な活動を通じ、いじめ防止の活動やスマートフォン等の使用のルール作り等について自分たちで考え実行できるように支援を行う。
- イ 教育活動全体を通じて、生徒が自発的・主体的に自らを発達させていけるよう支援することで自己有用感や規範意識の醸成に努める。  
また、生命や人権を尊重する教育を推進し、児童生徒の多様性が生かされ、互いの違いを認め合う学級経営を行う。さらに、相互理解を深め、生徒同士での交流や共同学習を促進する。
- ウ いじめ問題の対応に向けた教職員の対応能力の向上を図るとともに、教職員間の情報共有と、家庭・地域との連携の強化を図る。
- エ 複雑化、多様化するいじめの現状やいじめ防止に向けた取組の重要性について教職員が共通理解した上で、児童生徒への日常的な指導や家庭・地域への啓発に取り組む。

### (2) 家庭の役割

- ア 保護者は、児童生徒を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負うことを自覚する（児童福祉法（昭和22年法律第63号）第2条第2項）。
- イ 子どもの得意分野を伸ばし、積極的な生き方を身に付けさせるとともに、地域での異年齢交流などへの参加を促し、人間関係を結ぶ力を育てる。
- ウ 幼児期から親子の絆や信頼関係を深め、基本的な倫理観、自立心などとともに、他者を思いやることや生命の大切さを教える。
- エ 子どもが悩みを打ち明けることができる雰囲気をつくり、子どもの変化に気づくことのできる人間関係を築く。また、我が子がいじめの被害にあった場合やいじめに関わった場合にどう対処していくべきかを共に考え、学校等とともに、全力で問題解決に向けて取り組む姿勢を持つ。いじめを認知した場合には、学校のいじめ対策委員会や教育委員会の相談窓口にご相談・情報提供をする。
- オ いじめについて家庭での話し合いの機会をもち、インターネット等の使用について家庭のルールづくりを行い実行する。

### (3) 地域の役割

- ア 子どものしつけや育ちに関する悩みを抱え孤立しがちな保護者に寄り添い、その不安や孤立感を和らげる活動に取り組むとともに、「地域の子どもは地域で育てる」という教育支援機能を活性化させる。
- イ 地域での遊びや活動を通して、幅広い人間関係の在り方や生き方を学ぶ機会をつくる。
- ウ いじめの問題は社会全体で取り組む問題であるとの認識の下、地域住民による見守りを行い、いじめを認知した場合には、学校のいじめ対策委員会や教育委員会の相談窓口へ情報提供をするなど、学校・家庭との連携を推進する。
- エ 地域における人権学習会等を通して、人権課題についての理解や大人の有り様についての学習を推進し、いじめ問題の解消に向けての取組を推進する。

## 5 いじめ防止等に関する学校の取組

### (1) 道徳・人権教育の推進

道徳教育や特別支援教育を軸に研究をさらに推進するとともに、生徒とふれあい、会話を通して（生徒理解・信頼・ソーシャルスキル）それぞれの生活の送り方を考えていく。道徳教育の全体計画や年間指導計画に基づき、道徳の時間を要として、学校の教育活動全体を通じて児童生徒の社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育む。

(2) いじめ防止プログラムを特別活動に組み込み、いじめに気づくことや仲裁できるような関係作りを進める。また、構成的グループエンカウンターによる自己表現活動や他者との交流、価値観の違いの受容からソーシャルスキルの向上を図る。

(3) 「報告、連絡、相談、調整、理解」を徹底し、早期発見・早期対応並びに教育相談の充実を図り、問題行動の発生を未然に防止し、教師の教師力の向上をめざす。

(4) 生活アンケート（記名方式による生徒へのアンケート）を実施する。気になる生徒には個別懇談を行い、いじめの実態を把握し、教師の共通理解を図りながら問題解決への対応を図る。また、学校適応感尺度「アセス」を用いて、子どもたちの学校における適応感を多角的に測定し、生徒の主観的な数値からいじめや孤立の把握、不登校予防としてきめ細かい支援を行う。

## 6 いじめ防止等の指導體制・組織的対応等

### (1) 日常の指導體制

いじめ防止等に関する措置を実行的に行うため、管理職を含む複数教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導體制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

#### 別紙1 校内指導體制及び関係機関

また、いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見するためのチェックリストを別に定める。

#### 別紙2 チェックリスト

### (2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめ防止の観点から、学校教育活動全体を通じていじめ防止に資する多様な取組を系統的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめ防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

#### 別紙3 年間指導計画

### (3) いじめを認知した際の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめ解決に向けた組織対応を別に定める。

#### 別紙4 組織対応

## 7 重大事態への対応

### (1) 重大事態とは

重大事態とは、いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

また、いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定の期間、連続して欠席している場合には、学校又は教育委員会の判断により、迅速に調査に着手し、適切に対応する。

### (2) 重大事態への対応

いじめにかかる重大事態が発生した場合、学校は教育委員会を通じて市長へ報告する。教育委員会は、学校からの重大事態の発生の報告を受けて、その事案の調査を行う主体を教育委員会とするか学校とするかについての判断し、学校が調査主体となる場合、教育委員会は調査を実施する学校に対し必要な指導及び人的措置も含めた適切な支援を行う。

また、調査する際、第三者のみで構成する調査組織とするか、学校や設置者の職員を中心とした組織に第三者を加える体制とするかなど、教育委員会は調査組織の構成についても適切に判断する。

## 8 その他の事項

誰からも信頼される学校をめざしている本校は、これまでも情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については、学校のホームページ等で公開するとともに、学校評議員会やPTA総会をはじめ、学年懇談会、三者懇談会、家庭訪問等あらゆる機会を利用して、保護者や地域への情報発信に努める。

また、いじめ防止等の実効性の高い取組を実践するため、学校の基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ問題対策委員会」を中心に検討し、必要に応じて見直す。学校基本方針の見直しに際しては、学校全体でいじめ防止等に取り組む観点から生徒の意見を取り入れるなど、いじめ防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるよう、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように努める。

2026年4月改訂